

# 北広島町農業委員会第 13 回総会議事録

事務局 (第 13 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。5 番と 7 番の方をお願いいたします。

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 7 月 22 日提出  
北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

- 1 番 7 月 9 日に、15 番委員、●●推進委員と現地調査をさせていただきました。  
また、関係者と後日、電話等で確認をいたしました。  
場所につきましては、図面番号 1-1 の、大朝から志路原へ向けての県道沿いに位置  
をしております。  
白ネギを地元の人たちと 10 年くらい作っておられましたが、今回空き家バンクにて  
買われて、この農地を取得されることでございます。  
この人は現在広島におられますが、自営業を営んでます。  
非常にニンニクに興味があり、今から作って本気でやっていきたい。  
いずれは、この地域で何人かのグループでのニンニク栽培を主にやっていきたいと  
いう話をされました。  
草刈りもされておられ多面や中山間にも入っておられます。  
千代田に農場を持っておられ、一部野菜を作られ残りは自己保全をしている。こちら  
の方もいずれニンニクと一緒にやっていきたいということをお聞きしております。  
機械は、前の方が置いておられた草刈り機と、耕運機が一台あり、ぼちぼちやってい  
こうという話をしております。  
周りの農地には影響はないと思います。

農地法第3条第2項各号には該当していないため許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の方よろしく願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号1番について審議に入ります。ご意見をお願いいたします。  
ございませんか。  
それでは質疑を打ち切って採決をいたします。  
番号1番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい。挙手全員です。  
したがって、申請のとおり許可することに決定いたしました  
番号2番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 はい。それでは担当の15番委員から補足説明をお願いします。

15 番 7月9日、1番委員、●●推進委員と現地確認をしました。  
譲受人は既に北広島町に転入されており、ネット関係の仕事をする中、家庭菜園  
をしたいと営農計画を添付されて申請されておられます。  
近隣の農地には影響はないと考えております。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。  
ご審議の方よろしく願いいたします

議 長 はい。ありがとうございました。それでは、番号2番について、質疑に入ります。  
ご指摘のご意見をお願いいたします。  
ございませんか。それでは、質疑を打ち切って採決いたします。  
番号2番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は、挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい。ありがとうございます。番号2番について申請のとおり許可することに決定  
いたしました。番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 はい。それでは担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番 7月10日に私と8番委員と●●推進委員と3人で現地確認を行いました。本人にも、立ち合っていたいただきました。墓地や畑とか分かりにくかったのですが、杭をうってあったのでわかりました。畑は既に耕作されており、管理的は十分と言えるようになっていたため、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。それでは、番号3番について、質疑をお願いします。ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号3番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって、申請のとおり許可することに決定いたしました。番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 はい。それでは、番号4番について、説明をお願いいたします。

7 番 譲受人と今後どうするのかを確認しました。この写真を撮ったのは、麦を植えた後刈った状態の写真です。これは、実際には農林建公社が耕作しています。譲受人は隣の家で、隣の方には何も問題がないと思います。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。それでは、番号4番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いいたします。ございませんか。

それでは質疑を打ち切って採決いたします。

番号4番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。従って、番号4番について申請のとおり許可することに決定いたしました。

番号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 はい。それでは担当の委員から、補足説明をお願いします。

3番 7月11日、13番委員と●●推進委員と3名で、現地を調査すると同時に、譲受人、譲渡人とも面談しました。

先ほど説明にあったように、自宅近く、譲受人は、何年も前に購入されて、そこに会社の事務所も近くにあります。

当面は、作業委託によって、麦または飼料米を栽培する計画だが、周辺にアパートが多く、市民農園として提供したいというプラン方もあるそうです。

地図で確認されていると思いますけれども、該当の田は、道路と水路に囲まれておりまして、左はアパート枝番のついている農地は、これから出てくる5条の案件の14番案件です。

ということで、隣接する農地がなく周辺農地への影響というのはないと思います。

以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。それでは、番号5番について、審議に入ります。ご質問、ご意見をお願いいたします。

ございませんか。それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。

番号5番について申請のとおり許可してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。

番号6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 はい。それでは 担当の 17 番委員に補足説明をお願いします

17 番 7月6日、●●委員と●●推進委員と現地におきまして調査をさせていただきました。

写真の、①は境が分からない状況です。②の方は、今は栽培していません。③につきましては、自家用野菜が一部で植えておられる状況でございます。

譲渡人さん譲受人さんに電話で確認したところ、自家用野菜を中心に栽培していきたいと聞いております。草刈り機が3台あり、野菜栽培には問題ないと思います。

以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号6番について、審議に入ります。

質疑がありましたらご意見、ご質問をお願いします。

ございませんか。

それでは質疑を打ち切って採決します。番号6番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 許可全員です。従って申請のとおり許可することに決定いたしました。

番号7番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 はい。それでは、担当委員から補足説明をお願いいたします。

職務代理 7月8日、16番委員と●●推進委員とで現地確認を行いました。

現地の方は、見ていただくとおりに、水稻を作付けされています。

農業の機械等につきましては、十分持っておられますし、経験も大変長く、家族の方も多数おられます。

地図を見ていただきましても、周辺には問題ない状況でございます。

以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えております。

よろしく申し上げます。

議 長 はい。ありがとうございます。

それでは、番号7についてご質問、ご意見をお願いいたします。

3 番 具体的にどのような経緯でございますか。

職務代理 はい。農業経営規模3町3反ということでございますが、作業小屋を持っておられ、そこを中心に利用されながら、経営規模の拡大を図っておられ、住所は広島市ですが、仮住まいですが町内に家もあり農繁期にはそこに拠点にしながら経営するということでした。  
パトロールをしておるとき、ちょうど若い人がおられて草刈りされていました。作業も行っておられました。

議 長 他にありますか？

3 番 田はきれいに耕作されているが誰がしているのか。

職務代理 譲受人と合わせて甥とか姪とか併せて6名で行っている。  
譲渡人は県外。

事務局 譲受人の農地は全て豊平地区。

13 番 譲渡人の残りの農地はどうするのか。

事務局 おそらく、貸し借りをされるのではないかと。調査はしていない。

議 長 他にご質問ありましたでしょうか。  
ございませんか。  
それでは質疑を打ち切って採決します。  
番号7番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 許可全員です。従って申請のとおり許可することに決定いたしました。  
番号8番について事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 はい。それでは、担当委員から補足説明をお願いいたします。

14 番 7月12日、2人の●●推進委員と3名で、現地確認しております。

譲受人と譲渡人に関係性はよくわかりませんが、譲り受けられる方が農業規模が0なので、大丈夫かなと思い確認したら、この写真では草が生えている状況ですが、綺麗に耕され、いつでもそばの種を撒けばいい状況でしたので、責任を持って管理されているのがよくわかりましたし、私の資料では労働力もしっかりありまして、今後の管理は大丈夫だと思います。

この農地は山寄せなので、水田には向かないと思いますし、今後もそばを植えて、地域の活性化を図るという目的と聞いておりますので、許可相当で、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 はい。ありがとうございます。

それでは、番号8番について、ご質問をお願いいたします。

4 番 確認なんですけど、●●さんが管理されているという説明だったと思うか。

14 番 ●●さんは、近くで事業をされている。すぐ隣に廃プラみたいな工場を買われているのでその事業をやられているのがメインだろうと思いますが、その隣接する畑が譲渡人から買われたのかなちょっとこれはわからないんですが、蕎麦しか向かないと思いますが、譲渡人は農機具を持っていない。

近くに農業組合があるのでその人が耕しているのか、僕は、わかりませんが、既に譲受人が、責任もって管理されていると思いますのでいいのではないかと思います。

議 長 他にありますか。

5 番 事業されているということなんですけども、資材置き場になったりしませんか。

14 番 そこまではわかりません。

厳しい目をありますし、僕の担当地域でもありますし。

議 長 ありがとうございます。

他にご質問ありましたでしょうか。

ないようでしたら、審議を打ち切り採択に入ります。

番号8番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい。挙手全員です。

従って申請のとおり許可することと決定しました。

番号9番について事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の14番委員から補足説明をお願いします。

14 番 9月12日、●●委員、●●推進委員で現地を確認しております。  
写真を見てもらったらわかるんですけど、すごい、草まみれの田が何枚も重なっているような状況のところなんですけど、何度か許可をいただいている同じ申請人なんですけど、ブドウを植栽し整理されたら間違いなく周辺の方もいい影響があるんじゃないかなと思います。  
ブドウなので水路とかの影響はないし、許可相当と考えます。よろしく願いします。

議長 はい。ありがとうございました。  
それでは、番号9番についてご質問ご意見をお願いいたします。

16 番 面積の整理はどうなっていますか。

事務局 非農地通知がされ原野等になり除外されている。

2 番 譲受人の農地はどうゆう状況ですか。

14 番 私の方がちょっと分からないので。すみません、事務局の方に。

事務局 確認するとですね、志路原に4筆所有している。

3 番 農家台帳は良好となっているのか。

事務局 農家台帳は良好となっているが、現状とあっているかわからない。

議長 他にご質問がございましたでしょうか。  
はい。それでは質疑を打ち切って採決いたします。  
申請の通り、番号9番について許可をしてもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 申請の通り、許可することとします。

## 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

議長 農地法第4条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年7月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
議長交代いたします。

番号10番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (10番・11番 議案説明)

議長 番号11番を合わせて担当の●●委員から補足説明をお願いします。

会長 7月19日に4番委員と●●推進委員で現地確認を行いました。  
申請地は、壬生の商店街の裏にあるわけですが、図面番号10-3で説明をさせていただきたいと思います。

右の建物が、赤枠で囲まれており納屋で、承認申請の場所です。

なぜわかったかという、この墓を作るにあたって、納屋の申請してあるか事務局問い合わせがあって納屋が立っているということで今回の追認申請するに至ったということございます。

畑の新入路、その先が墓ということになります。

現在のお墓の方は、二部城、城屋のというか、山頂に墓が建っております。

●さんも高齢になりましたので、なかなか墓の管理も難しいということで、その裏に畑がありますので、そちらの方に下ろしたということで、今回の申請でございませう。

以上のようなことで、今回の10番案件と11番案件の説明を終了します。

ご審議の方よろしく願いいたします。

議長 それでは10番案件と11番案件、関連していますので一括して、ご意見ご質問を受けたいと思います。

17番 分筆しなくても農業委員会がいいのか、法務局がいけないのかどうなのか。

事務局 農業委員会は測量図をつけてもらい転用面積が確定できれば申請できる。法務局は全体面積で申請されれば地目変更は可能となっているということを過去の案件で聞いている。

今回は法務局には確認はしていない。

所有権移転の時、分筆したほうが良いとは思いますが、その際は、申請者には伝えている。

13 番 11番の申請と写真が違うのでは。

事務局 私の写真の撮り方がわかった。  
写真の撮り方に注意します。

議長 そのほか、ご質問ございましたでしょうか。  
それでは質疑を打ち切って採決に入りたいと思います。  
番号10、番号11について許可をしてもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 許可全員です。従って申請のとおり許可することに決定いたしました。  
進行を交代します。

議長 番号12番について事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 7月10日、3番委員さん、●●推進委員さんと現地調査を行いました。  
それ以前に申請人の祖母の方に話を聞かせていただきました。  
息子が平成21年に亡くなられ、その孫に生家近くに家を建てて帰ってこられる。  
番号の12-2をご覧ください。  
対象の農地の左上が生家でございます。  
対象農地の前後も申請人の農地でございまして周辺農地に影響がないと思われま  
す。  
許可相当と思われまますのでご審議のほどよろしくをお願いします

議長 ありがとうございます。  
それでは番号12番について質問意見をお願いいたします。  
ございませんか  
はい。それでは質疑を打ち切り採決に入ります。  
番号12番について申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手ををお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。  
従って、申請のとおり許可することに決定いたしました。

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

議長 農地法第5条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年7月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
議長交代いたします。

議長 番号13番について事務局より説明してください。

事務局 (議案説明)

議長 担当、●●委員から補足説明をお願いします。

会長 7月19日に●番委員と●●推進委員と現地確認を行いました。  
地図の方で26番を見てもらいたいと思いますけれども、ちょうど、千代田中央病院の川を挟んで、反対側でございます。  
27ページを見てもらいますと、川のそばの2枚の圃場でございます。  
●●さんは、前にも太陽光の設置をされております。  
自分が高齢のためと後継者がいないということから、土地の処分を行っている。  
向こうの方に白っぽいのがちょっと見えると思うんですが、これが前に作られた太陽光の写真でございます。  
2階建ての住宅の中、すぐそばのところを道路から、先の先の鉄柱が立っていると思うんですけども、そこぐらいの範囲で太陽光を設置したい、圃場が2枚。  
昨年までは建公社が耕作されていたと思いますが、今年は既に作付けせず、そのままになっているのではないかと思います。  
ご審議の方よろしく願いいたします。

議長 それでは、この件に関してご意見ご質問は何でしょうか。

6番 事業は先ほどの●●発電所を作ることで、地域貢献をされたいと言われていますが、どういったことが地域貢献になるのか教えてほしい

事務局 地域貢献については確認していない。

6番 環境のほうも、協議済みでしょうか。

事務局 面積が下回っていたりで許可不要となっている。

3番 開発行為はどうか。

- 事務局 開発行為については、都市計画法については建設課から申請許可不要と聞いている。
- 3 番 同意書がついていないけれども。
- 事務局 県が5月30日付けで許可書が出ている。  
雨水関係は計画書を持っていないのでわからない。  
許可書は添付してもらうが、添付書類は求めている。
- 3 番 1,000平米以下にして適用を受けないようにしているのではないか。  
中身を確認しないといけないのではないか。
- 事務局 事務局の方でこれまでの関連も含め、今後の対応を検討させていただきたいと考えておるところです。  
申請中の中でちょっと待ってくださいというようなことが度々ありまして、再三検討し確認しながら進めておるような状況もありますので、そういったところも含めて検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
- 3 番 防草対策も問題になっている。
- 事務局 ソーラーの場合は、すべての農地について、防草処理の予算書類には書いてあるが、内容が分からない。
- 3 番 どのように処理するのか受付時点で確認すべきではないか。  
法律のない、この案件に関しては、何らのことが、必要なことではない。
- 事務局 農業委員会では添付書類については確認していくべきだと思います。  
現地確認ではできていない。
- 3 番 水路については一番下となっている。今回に関しては同意書はないということですね。
- 事務局 特定河川については建設課から情報提供したいと思う。
- 議長 事務局も、今後もこういった類似な開発行為等がある可能性がございますので、こういった条件があるよとか、その対策法、その他こういった影響を及ぼすのか、そこら辺を情報提供していただきたい。

- 議 長 それではほかに番号13番について質問はございませんか。  
はい、それでは質疑を打ち切り採決に入ります。  
番号13番について申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 はい。挙手全員です。  
申請のとおり許可することに決定いたしました。  
議長交代します。
- 議 長 番号14番について事務局より説明してください。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員から補足説明をお願いします。
- 3 番 先ほどの3条の案件と同時に、7月17日に、現地調査、並びに譲受人・譲渡人それぞれに調査をさせていただきました。  
384-1は3条5番案件で、その北側が今回の申請地です。  
建物が見えることもありますけれども、その建物が 実は、この案件の図面には載っていませんが、先ほどの10ページをさかのぼってみてもらえば、その部分の写真が、画面に映っている建物が見えております。  
そのことについての顛末書が添付されておまして、現在は農業用倉庫、60年くらい前に公民館として建築され許可されていることから顛末書がついている状況。  
大型の車両が入るようになっている。計画している倉庫を建設。  
現在のところのブロックのところを移動しなければならないので、この部分だけをコンクリートにして資材置き場としていきたい。  
先ほどの報告にあった通り平面図でもわかるように、それぞれが水路、住宅地とも水路 を隔てて下側も自分が購入した農地。  
特段、問題ないと考えます。
- 議 長 はい。ありがとうございました。  
それでは、番号14番について、ご質問ご意見をお願いします。
- 議 長 今は、三年三作というのが無くなったんですが、すぐこういう行為はできるんですか。
- 事 務 局 三年三作については、削除されているが、すぐ転用することは可能ですが、全部効率利用要件などある程度の期間耕作してもらおうのが望ましいとは思いますが。

3 番 この案件は3条と4条でも5条でもか。

事務局 5条案件です。

例えばの話をさせていただきますと、3条で今回購入されて、農地を転用するというのは、受け付けができないのではないのか。

3 番 根拠は？

事務局 3条申請の際に計画を出されていますが、その計画以内に転用されるというのはいかがなものか。

3 番 農業委員会で根拠を示し、情報共有していないといけない。

事務局 こうした事例につきましては、審議をしてみますし、3条申請があった場合に、会話の流れで転用みたいな話をされる方もいらっしゃるのですが、そういったことが話が聞こえるときには、そういったことを行われる場合は、虚偽の申請になりますよと、ご指導させていただいているところで進めております。

ただ、事情があったりそれが発生してどうしてもとご相談をいただいた時には、特別に対応をしていこうと思っております。よろしく願いいたします。

議長 それではほかに質問はございませんか。

はい。それでは質疑を打ち切り採決に入ります。

番号14番について申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。

申請のとおり許可することに決定いたしました。

番号15番について事務局より説明してください。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員から補足説明をお願いします。

14 番 これも、先ほどの3条申請の、譲受人の土地を販売されていて、工場を買い取られ事業をされることで、申請が出てきた感じです。

今回の5条の申請の内容の場所にも、先ほどの3条申請と同様に、7月12日に現地確認しております。

現状地番図を見ていただいて●●工業という宅地になっているところに工場があります。

その隣の土地・畑を買い今回申請されて転用許可を受け資材置き場にしたいということです。

問題ない申請だと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、番号15番について、質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いいたします。

ございませんか。

それでは、質疑を打ち切り、採決に入ります。

番号15番について申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい。挙手全員です。

申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 議案第4号 非農地証明申請について

議 長 非農地証明現地調査員の現地調査の結果、別紙申請について、非農地証明発行することについて、承認を求める。令和6年7月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。

番号16番について事務局より説明してください。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員から補足説明をお願いします。

4 番 7月19日に私と●●委員、●●推進委員で調査を行いました。

事前に事務局に過去の経緯について、説明をいただきまして、確認しながらお話をさせていただきました。

写真を見ると、わかりづらいのですが、実際にはかなり道路から高くなっておりまして、残土が集まっている状況でございます。

36ページの図においては、今回の4850と、その右4863-1があるのですが、これについては、もう境界わからない状況です。詳細はわからない状態になっておりまして、先ほど道路が写っておった写真があると思いますけれども、道路の沿ったようなところに、水路があるんですけれども、水路から土地の実際の農地のところまで2メートルぐらいありまして、水路を使って耕作するということが不可能な状況でございます。

先ほど説明がございましたが、1種農地として残ってしまった農地でございますので、所有者にとりましてもその証明を認めていただきたいと現実として必要なことという判断をいたしました。

議 長 番号16番について質問ご意見お願いいたします。

3 番 本人申請ですか。

事務局 本人申請です。

3 番 申請の目的はなんですか？  
今回の件について、経緯も含めわかるけれど、許可の根拠をどうするのか。

事務局 説明をさせていただくと4863-3と4863の4、4863-1と4850これ現地の方が3筆となっています。  
当初申請に来られた際には太陽光発電を設置したいということでしたが、4850のみ1種農地、すなわち圃場整備がされた農地となっております。ただ4863は2種農地となっていて、もし、その転用申請をされる場合は、4863-1と4850はその境がわからない。その後、3月頃所有者に来ていただいて、圃場整備の事業の段階からですねもう土が盛ってある状態で、本人が言うには、町が拡充した際に、当時の担当者が残土を置かせてほしいという内容をお願いをされて、自分としてもずっと使ってない場所だったので、承諾しておいていただくことになっておりまして、その後の、換地計画の方にも自分が同意したら、その後の会合だったり、分担金を出していないという場所になりますので2筆で太陽光パネルにするのも目的の一つで、現状の地目に合わせたいというのも一つです。

3 番 県の諮問案件にもなりますか。

事務局 なりません。

3 番 そのような説明をすればわかる。  
経緯を含めて説明をしてほしい。

3 番 こうした土地は結構ある。  
圃場整備したけど換地していない農地もある。  
非農地証明なのか4条申請なのかある程度整理して、圃場整備の工事をしていないとか補助金をもらっていない農地。33年前の状況等資料は把握されているのか。

事務局 旧市町ごとで違うが。

- 3 番 一般の方はわかりにくい。当時の資料があれば説明できるので。
- 事務局 こちらでも確認する。
- 議長 ほかにございませんか。  
それでは、質疑を打ち切り、採決に入ります。  
番号16番について申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 はい。挙手全員です。  
申請のとおり証明書の発行について承認いたしました。
- 3 番 農業委員会が許可して法務局が認めないという案件がある。  
その後の状況について確認してほしい。
- 事務局 税務課からの情報でわかればお繋ぎします。
- 

### 議案第5号 農地復元届について

- 議長 農地復元の現地調査の結果、別紙届出について、承認を求める。令和6年7月22日  
提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号17番について事務局より説明してください。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員から補足説明をお願いします。
- 7 番 7月10日に、8番委員と●●推進委員と現地調査を行いました。  
現在は、稲が植えてあり、田として活用しておられますので、問題はないのではないかと  
いうふうに思っております。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、番号17番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。  
ほかにございませんか。  
それでは、質疑を打ち切り、採決に入ります。  
番号17番について申請の通り受理してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。  
申請のとおり受理することについて承認いたしました。

---

### 議案第6号 農用地利用集積計画について

議長 農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画について意見を求める。令和6年7月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
事務局より説明してください。

事務局 (議案説明)

議長 ありがとうございます。  
それでは、1番2番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。  
ほかにごいませんか。  
それでは、質疑を打ち切り、採決に入ります。  
1番2番について申請の通り承認してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。  
申請のとおり承認することについて承認いたしました。  
続いて、4番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。  
ほかにごいませんか。  
それでは、質疑を打ち切り、採決に入ります。  
4番について申請の通り承認してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。  
申請のとおり承認することについて承認いたしました。  
続いて、残りの案件について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。

4番 利用権設定の一番の株式会社はどういった会社ですか。

事務局 主にインターネットの事業とか幅広くされている会社ですが、これが利用権設定の貸し人●●さんの会社となっていて、その社員に現在取締役になり自分の農地を農地所有適格化法人以外の法人に友人の会社に貸して、地域で農業を行っていき

いということで説明させていただいたものとなっております。  
農地適格化法人以外の要件について使用貸借または賃貸借の設定があることが満たされていて、解除条件付きの契約が行われており適切な役割分担についても草刈り等、現在も●●さんの方が耕作されており、それも継続して行われますし、さらに、継続的・確定的に農業経営を行うことも見込まれると思いますし、業務を執行する役員が農業に従事を行うことについても、条件を満たしている。大阪の会社ではあるが、事業所の方が●●様のご実家がそちらの方を会社の支店といいますか、現地の支店にして、農業をしていきたいというふうに話されておりまして、法務局の定款も、その住所が記載されている。

13 番 番号9番は親子関係ですか。

事務局 農業者年金の関係など、親子関係でも使用貸借されることはある。

3 番 会社が借りることとはどういうことか

事務局 将来的には集積し会社で雇用もして農業をやっていく。本業もあるが農業部門として地域の活性化も含めやっていきたい。  
解除条件付き法人としてやっていきたい。

議長 ほかにございませんか。  
それでは、質疑を打ち切り、採決に入ります。  
残りの案件について申請の通り決定してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。  
申請のとおり決定することといたしました。  
そのほかに事務局からお願いします。

事務局 令和6年6月2日付け、14号で許可を受けたものとなりますが、譲渡人の住所が令和3年に転居されていたため、申請時に誤った申請書を提出をされておりました。事務処理ガイドラインに訂正届というものがございまして、住所や名前間違い等を変更を行う際に、審議を行い許可書の訂正したものを渡すことができるなっています。  
今回住所の修正でございましたので、そのガイドラインにより、やむを得ない場合と判断します。  
その他当時の許可要件についても影響を及ぼすものには該当しないと判断をされているので本日はこちらについてご審議の方をよろしく願いいたします

3 番 これも法務局で言われたからという流れになっているのか。

事務局 そのとおりです。

議長 他にありませんか。  
それでは承認してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 承認することに決定いたしました。

議事終了